

中小企業への融資

新たに2つの制度創設

本市では、中小企業支援のために、各種の融資を行ってまいす。長引く景気低迷を考慮し、融資利率の引き下げに加え、新たに二つの制度融資を創設しました。各種制度融資の概要は左表のとおりです。

詳しくは市役所6階商業観光課(890 6604)、工業課(890 6612)、また

は各金融機関で配布している「前橋市制度融資のご案内」をご覧ください。また、中小企業特別経営相談も実施。豊富な知識と経験を持つ中小企業診断士が、経営上の悩みに答えます。店舗・事務所に直接訪問する訪問相談と、電話相談があります。ご利用ください。



中小企業の発展のために

制度融資一覧			は新制度	
制度名	利率(%)	申し込み	融資額	償還期間および返済方法
小口資金融資制度	2.4以内 (2.1以内)	市内各金融機関	1,250万円以内 別途保証料年0.2%以下()は2年以内分割	運転6年以内 設備8年以内 各うち6カ月以内の据置可)
特別小口資金			1,500万円以内 別途保証料年0.5%以下()は2年以内分割	運転7年以内 設備9年以内 各うち6カ月以内の据置可)
中小企業経営振興資金			3,000万円以内	10年以内(うち1年以内の据置可)
1 大型店対策資金			2.2以内	別途保証料年0.5%以内
2 消防用設備・公害防止用施設等資金	7年以内(うち1年以内の据置可)			
3 工場建設資金				
4 経営安定資金	1.8以内		3,000万円以内	
商業・サービス業設備近代化資金	2.0以内(1.6以内)	商業観光課	個人、会社は6,000万円以内()は保証付き 旅館業者、商店街協同組合などは1億円以内	10年以内(うち1年以内の据置可)
中小企業事業資金	1.8以内	商工中金前橋支店	組合5,000万円以内(1構成員700万円以内)	1年以内
中小企業季節資金	1.5以内(1.3以内)	市内各金融機関	2,000万円以内 ()は保証付き	6カ月以内
労働環境整備資金	2.3以内(1.9以内)	工業課	中小企業者 3,000万円以内()は保証付き 中小企業団体 6,000万円以内	10年以内(うち1年以内の据置可)
中小企業設備資金	2.0以内(1.6以内)		(1)機械器具装置など1億円以内 ()は保証付き (2)工場・事業所・土地など3億円以内	10年以内(うち2年以内の据置可)
中小企業研究開発支援資金	1.0以内		7,000万円以内	10年以内(うち2年以内の据置可)
中小企業情報化推進支援資金			2,000万円以内	10年以内(うち1年以内の据置可)
起業家独立開業支援資金			5,000万円以内	10年以内(うち1年以内の据置可)
企業誘致促進資金	1.7以内(1.3以内)			6億円以内
勤労者住宅建設資金	2.7以内	市内各金融機関	1,000万円以内 ただし、年収1,200万円以下	20年以内
勤労者生活資金	一般	中央労働金庫	200万円以内 別途保証料が必要(経営者・役員などは利用できません)	5年以内 ただし、育児介護休業に伴う人の場合1年以内の据置可)
	育児介護休業および教育資金	市内各支店		

土地と家屋の固定資産税

税額が上昇することもある

固定資産税の対象の土地と家屋の価格(評価額)は、三年に一度評価替えを行います。基準年度(評価替えを行う年度)で決定した価格(評価額)は、基準年度の次の年度とその次の年度も原則同じ額です。

ところが、宅地などの土地の評価額は、基準年度以外の年度でも地価の下落があり、評価額を据え置くことが適当でない場合、簡易な方法で評価額を修正できる特例(時点修正)措置があります。

平成十四年度も下落のあった土地は、この措置が実施されます。しかし、地価が下がったことで評価額が修正される土地の中には、税額が下がる場合もありますが、上昇する場合もあります。

その訳は、地域やそれぞれの土地で評価額に対する税負担に格差があるからです。例えば、



同じ千万円の評価額の土地でも税額計算の基になる課税標準額が七百万円の物と五百万円の物があります。このことは、税負担の公平の観点から問題があります。そのため、平成九年度の地方税法の改正で、税負担の割合(負担水準)といい、本年度の評価額に対する前年度の課税標準額の占める割合()のばらつきを狭めるための仕組み(負担調整措置)が導入されました。

平成十四年度もこの仕組みが継続となります。なお、平成十四年度から非住宅用地の負担水準の上限が七五%から七〇%に引き下げになりました。

これで、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりします。また、負担水準の低い土地は、なだらかに税負担を引き上げていくことになっています。

このため、時点修正措置で評価額が下がっても負担水準が低い土地は、なだらかに税負担が上昇します。

このようにして、固定資産税の負担の公平を目指しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

…問い合わせは資産税課 890 6217へ。